

期末・勤勉手当における共済掛金の算定方法

本年 10 月から厚生年金に加入しました。

年金制度の公平性と安定性を図るため、平成 27 年 10 月から「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」が施行され、従来の共済年金は廃止となり、地方公務員は民間企業従業員と同じ厚生年金に加入しました。

これにより、組合員の皆さまの毎月の給与から控除する長期（年金）掛金（厚生年金保険料、退職等年金掛金）、短期（健康保険）掛金、介護掛金の算定方法を、従来の「手当率制」から、厚生年金と同じ「標準報酬制」に変更しています。

今回は、「期末・勤勉手当における共済掛金の額の算定方法」について、お知らせします。

期末・勤勉手当から控除する掛金の額は、「標準期末手当等の額」が算定基礎となります。
 （毎月の給与から控除している掛金の算定基礎である「標準報酬月額」とは異なります。）
 「標準報酬」は期末・勤勉手当には適用されません。

Point!

「標準期末手当等の額」は、皆さんが受け取る期末・勤勉手当の額から、千円未満の端数を切り捨てたものです。
 この「標準期末手当等の額」に以下の掛金率を乗じて掛金額を算定します。

【掛金率】

《今回支給(平成27年12月)》				《前回支給(平成27年6月)》				
		(単位:千分率)				(単位:千分率)		
	区 別	算定基礎	掛金(保険料)率		区 別	算定基礎	掛金(保険料)率	
長期 給付	厚生年金 保険料	標準期末 手当等の額	86.39	←	長期 給付	長期掛金	期末・勤勉 手当額	84.62
	退職等年金 掛金		7.50					
短期 給付	短期掛金	標準期末 手当等の額	38.52		短期 給付	短期掛金	期末・勤勉 手当額	38.52
	介護掛金		5.04			介護掛金		5.04
				*期末・勤勉手当額は千円未満切捨て				

※短期掛金には、育児・介護休業手当金及び保健事業に係る掛金率を含みます。
 ※介護掛金は 40 歳以上の組合員の方に納めていただきます（40 歳に達した月の分から）。

【上限額】

なお、「標準期末手当等の額」には、上限額が設定されています。

長期給付	1 支給期につき 150 万円
短期給付	年度累計で 540 万円

YCAN、横浜市職員共済組合ホームページに標準報酬制の概要等を掲載していますので、御参照ください。

Y C A N : <http://inw1.office.ycan/b/so/kyosai/>

職員共済組合ホームページ : <http://yokohama-kyosai.or.jp>